

No	ページ	項目番号	質問	回答
1	提案募集資料 3	5. (2) 他	使用する印鑑は京都市に準じて、京都市に登録している印鑑でよろしいでしょうか。	本法人に債権者登録している事業者は登録している印鑑を使用してください。登録の無い場合、通常取引に使用している印鑑で差し支えありません。
2	提案募集資料 3	5. (3)	コンソーシアム協定書は、構成員数分を作成し、各社記名押印したもの（内容的には全て同じ）を企画提案書提出時に提出すればよいでしょうか。	質問でご確認頂いたとおりの対応として下さい。なお、同協定書への作成通数の記載を必ず行ってください。
3	提案募集資料 5	10	契約書の文案をいただくことはできますでしょうか。	本法人が標準的に準備している契約書案を本件の応募者全員に個別に送付します。但し審査結果および受託候補者との調整を踏まえ、内容が変わる場合があります。この点、十分にご留意ください。
4	仕様書 3	第1章 II. 2. (2)	クライアント及びプリンター 本学が現在使用している業務用PC8台でクライアントが稼働可能なように設定すること。～とありますが、業務用PCのOSはWindowsOSとの理解でよろしいでしょうか。	本件募集に係る事務局のPCは、WindowsOSを使用しています。
5	仕様書 3～4	第1章 III. 1. ～3	リース期間は令和3年4月1日～令和8年3月31日を想定されていると思われませんが、システムの本番稼働開始も令和3年4月1日の想定でしょうか。本番稼働前（数カ月程度）にお客様による研修期間・試験運用が必要と考えており、リースもその時期から開始するのが妥当（お客様に引き渡しているため）と思われませんが、どのように考えておられるでしょうか。	研修期間・試験運用のために、本番稼働の始期とリースの始期を一致させられない場合は、リースの始期を令和3年4月1日とし、令和3年6月中旬までを目途に本番稼働をさせるものとします。
6	仕様書 3～4	第1章 III. 1. ～3	ハードウェアについては、使用開始とともに保守が始まるのが一般的であるため、システム稼働時期よりも数カ月前（構築期間や使用期間があるため）に保守が始まることとなります。システムの利用開始は全てが整ってからとなるため、ハードの部分とソフトの部分の保守期間を合わせることはできないと考えます。ハード保守を6年とすることもできます（なお、仕様では「保守は5年間」と記載がある）が、費用は増えることとなります。ソフトとハードで別々のリースを組む方法も考えられますが、どのような想定をされているでしょうか。	本学としてはソフトウェアとハードウェアの使用開始時期は大きく変わることはないものと想定しています。ハードウェアの保守がソフトウェアの使用開始時期よりも早くならざるを得ない場合、提案募集資料の3（2）但し書きによる対応も視野に入れて、受託候補者と対応を協議します。
7	仕様書 3～4	第1章 III. 1. ～3	リース期間終了時の扱いについて特に記載がありませんが、対象物件はリース会社へ返却でよろしいでしょうか。	本学無償譲り受けとします。

No	ページ	項目番合	質問	回答
8	仕様書 5	第2章 I. 7	入試管理から～進級・卒業判定及び、キャリア支援まで一貫した学生管理ができるシステムであること。とありますが、第1章のII. 1. システム内容でシステムに要求する機能概要にキャリア支援システムが対象外となっております。キャリア支援システムは必須でしょうか。	本件提案のシステムがキャリア支援システムを不可分とするパッケージソフトである場合、仕様にあるとおりの連携を要しますが、そうでない場合はキャリア支援システムは必須ではありません。
9	仕様書 9	第2章 2. (16)	①検索条件項目は次の項目を網羅すること 学納金納入状況（完納，不足，など）とありますが、学納金管理システムが導入対象外のため、検索条件として対応ができません。 検索条件として必須でしょうか。	本件提案のシステムが学納金管理システムを不可分とするパッケージソフトである場合、仕様にあるとおりの連携を要しますが、そうでない場合は学納金管理システムは必須ではありません。
10	仕様書 14	第2章 II. 9. (1)	「OCR (OMR) からの登録」とありますが、読取機器はハードウェアの要件にないため、貴学で手配されるものと考えればよいでしょうか。	応募者による読み取り機器の手配は必要ありません。
11	仕様書 18	第2章 II. 12. (1)	和文証明書，英文証明書，健康診断証明書，学生割引証（JR指定用紙）の発行ができること。とありますが、(8)の証明書印字種類には記載がありません。 健康診断証明書の印字は必要でしょうか。	本件提案のシステムが健康診断証明書発行機能を不可分とするソフトウェアである場合、印字機能を存置しても差し支えありませんが、そうでない場合は同証明書の印字機能は必要ありません。
12	仕様書 25	第2章 III. 7. (8). ⑦	卒業生はキャリア支援システムと連携し就職先を出力。とありますが、キャリア支援システムが導入対象外のため、出力することができません。 連携し出力することは必須でしょうか。	No.8の回答に同じ。
13	仕様書3 2	第3章 VI. 1. (5)	自身の基本情報，保護者情報／保証人，成績表，履修情報，出欠調査状況，キャリア支援情報を照会できること。とありますが、キャリア支援システムが導入対象外のため、参照項目とすることができません。 参照項目として必須でしょうか。	No.8の回答に同じ。
14	仕様書 33	第3章 VI. 2. (1)	キャリア支援情報 進路先，希望業種，応募状況，内定状況が学生の絞り込み検索条件となっておりますが、キャリア支援システムが導入対象外のため、検索条件とすることができません。 検索条件として必須でしょうか。	No.8の回答に同じ。

No	ページ	項目番号	質問	回答
15	仕様書 3 3	第3章 VI. 2. (5)	学生の基本情報～キャリア支援情報を照会できること。とありますが、キャリア支援システムが導入対象外のため、参照することができません。参照項目として必須でしょうか。	No.8の回答に同じ。
16	仕様書 3 3	第3章 VI. 2. (6). ③	学生の以下情報項目ごとに設定が可能であること。保証人情報～就職状況、授業欠席状況とありますが、キャリア支援システムが導入対象外のため、出力することができません。設定項目として必須でしょうか。	No.8の回答に同じ。